

令和 4 年 6 月 27 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03592

研究課題名(和文) 国際規範形成における脱国境型市民社会ネットワーク機能の変遷と今後の課題

研究課題名(英文) Transition and Future Challenges of the Function of Transnational Civil Society Networks in International Norm Formation

研究代表者

目加田 説子 (Mekata, Motoko)

中央大学・総合政策学部・教授

研究者番号：00371188

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、市民社会が国境を超えて連携しながら軍縮における国際規範形成に影響力を及ぼす機能について検証した。その結果、従来の軍縮アプローチとは対照的に国家の安全保障のみならず人々の安全と福祉を守ることを重視し、特に兵器がもたらす人的・環境的影響を軽減することで民間人の保護強化を目指す「人道的軍縮」という概念が定着しつつあることが明らかになった。また、朝鮮半島情勢の変化に伴い韓国を具体例として検証した結果、国際法へ未加入でも一定の既判力が存在すること、国内の市民社会が国境を超えた市民社会との連携を通じて政治への影響力を行使し得ること、などが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、国境を超えて連携する市民社会ネットワークの役割について検証した結果、四半世紀前には「特例」扱いされていた現象が、実は一過性ではなく軍縮の分野では確実に定着していることが立証されたことの意義は大きい。特に、市民社会ネットワークと一部政府や国際機関との連携が、「人道的軍縮」という概念として認識されるに至った経緯の分析や概念の整理は類がないだけに、今後の研究に大いに資するものだと判断できる。また、研究成果の一部は誰でも無料でアクセスできるサイトで公開されていることから、広く市民社会の関心に応えることと料する。

研究成果の概要(英文)：This study examines the function of civil society in influencing the formation of international norms in disarmament through cross-border collaboration. The results revealed that, in contrast to conventional disarmament approaches, the concept of "humanitarian disarmament," which emphasizes the protection of people's safety and welfare as well as national security and aims to strengthen the protection of civilians by reducing the human and environmental impact of weapons in particular, is gaining ground. In addition, the study of South Korea as a specific example in the context of the changing situation on the Korean Peninsula revealed the existence of a certain amounts of norms even if the country is not a party to international law, and that domestic civil society can exercise political influence through cooperation with civil society beyond its borders.

研究分野：国際公共政策

キーワード：トランスナショナル・シビルソサエティ 中堅国家 人道的軍縮 地雷 クラスタ爆弾 核兵器禁止条約 朝鮮半島 韓国

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国際政治における非政府組織 (NGO) の役割は、冷戦終結と共に変化した。背景には、核兵器が人類に対する絶対的脅威として存在していた時代から解放された時、何が人間の生命・財産を脅かしているのかというリアリティから目を反らすことが出来なくなったことがある。即ち、飢餓や貧困、感染症蔓延、環境破壊、難民増大、宗教・性差別、民族迫害といった冷戦期には十分注目されてこなかった課題を直視せざるを得なくなったのである。加えて、これら課題解決には軍事力以上に現場で地道な活動を実践する民間非営利組織 (NGO/NPO) との協力が不可欠であることが明確になった。

1997年に成立した対人地雷禁止条約 (以下、MBT) は、こうしたニーズの申し子であり、条約形成に関わった「脱国境型市民社会ネットワーク (トランスナショナル・シビル・ソサエティ、以下 TCS)」はその先駆者でもあった。その特徴は、大国が支配していた国際政治の場において中小国家が主導権を握り条約 (規範) 形成を推進したこと、NGO との類例のない生産的協働関係の構築によって条約が成立 (オタワ・プロセス方式) したこと、にある。については、中小国が多国間主義に則り国際規範を成立・普及させる可能性を示したこと、については、NGO や国際機関等、多様な主体がそれぞれのリソースを最大化させながら協力することによって、目標とする成果への接近・到達が可能になることを示した、という点において画期的であった。

特筆すべきは、MBT の成立が単に一つの兵器を禁止したという意義に留まらない点である。「オタワ・プロセス」と呼ばれる条約成立方式はその後、国際刑事裁判所設立規定 (1998)、障害者権利条約 (2006)、クラスター爆弾禁止条約 (2008、以下 CCM)、武器貿易条約 (2013)、気候変動枠条約のパリ合意 (2015 年) 等、何れも政府と NGO が協力しながら取り組んできた点が象徴的である。

報告者は、こうした TCS 台頭の背景や経緯、その後の事例憲章を通じ、従来は情報が著しく乏しかった国家間交渉過程に NGO 等の他主体が介在した結果、民意を交渉過程にインプットするチャンネルが大幅に増加したこと、交渉方法の多様化がもたらす中堅国家のする事を明らかにして来た。そこで、本研究においてはオタワ条約が成立して 20 年を経た中、TCS がその役割をどのように変化させてきたのか再検証・再評価することを意図して研究を進めてきた。

2. 研究の目的

本研究においては、ポスト欧米中心時代の到来に備える形で「ネットワーク / 水平型の連帯関係」を促してきた TCS の役割を再検証・再評価することによって、新国際秩序システム形成、とりわけ規範形成の今後に関する理解、展望に資することができると考えた。そこで、本研究では TCS の機能を今日的文脈の中に位置づける、国際情勢がもたらした変化について検討する、新国際秩序の元で TCS が直面する課題を抽出する、ことを目的に研究を進めた。

尚、報告者が本研究テーマを申請した当時 (2016 年度) から国際情勢が変化したことにより、研究内容は修正して進められた。特に、本研究申請時には交渉開始が検討されていた段階だった核兵器禁止条約 (以下、TPNW) が 2017 年 7 月に成立したこと、そして初の米朝首脳会談が 2018 年 6 月に開催されたこと等に大きく影響を受けたことを付記しておく。

3. 研究の方法

本研究は当初 3 年の計画で文献調査・精査、ヒアリングを中心に進める予定であったが、国際情勢の変化、そして Covid-19 の影響により 2 年間延期して実施することとなった。

尚、研究手法としては TCS の役割等についてアンケート等を用いた定量的分析は行わず、TCS や他の当事者等からのヒアリングや第一次資料に基づいた機能的分析を旨とした。それは、国際社会の変化と事例の因果関係や相関関係を定量的に分析できない場合においても TCS の役割が否定されるものではないからである。

4. 研究成果

下記、研究成果についてまとめる。

一点目は、本研究の主題である国際規範形成と TCS 機能の変遷である。この課題を分析する上では、2017 年 7 月 7 日に採択された TPNW が極めて重要な意義を持つことになった。それは、TPNW が MBT から約 20 年、CCM から約 10 年の歳月を経て两条約と同様の形式で成立したことにより、オタワ・プロセス方式が軍縮分野において普遍性を持つに至ったこと、そしてこうした一連の方式は「人道的軍縮」として認識され始めたことにある。「人道的軍縮」とは、従来の軍縮アプローチとは対照的に、国家の安全保障だけでなく、人々の安全と福祉を守ることを重視する、特に兵器がもたらす人的・環境的影響を軽減することで民間人の保護を強化することを目指すという特徴があることが明らかになった。「軍縮」という言葉を広義に解釈し、さらには人道主義に高い優先順位をつけることによって、特定の兵器の削減や制限・禁止に留まらず、兵器に関わる問題全般への対処に必要な様々な措置を包摂しているのである。報告者はこうした経緯について、下記の論文や講演にまとめて発表した：

* 「地雷から核兵器禁止へ 人道的軍縮の進化」『世界』2017 年、123-130 頁

* “How Transnational Civil Society Realized the Ban Treaty: An Interview with Beatrice Fihn,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, <http://doi.org/10.1080/25751654.2018.1441583>.

* 目加田説子「市民社会と対人地雷禁止条約 「人道的軍縮」の定着化」日本軍縮学会（招待講演）

* 目加田説子「3 章 核兵器禁止条約はこうして実現した 国境を超える市民社会の力」山口響監修『核兵器禁止条約の時代 核抑止論を乗り越える』2019 年、法律文化社

* 「核兵器禁止条約と日本の核軍縮政策に関する与野党国会議員討論会」、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会招待講演、2021 年

* 目加田説子「第 10 章 国家安全保障の枠組みを越えた『人道的軍縮』」吉田文彦・毛利勝彦・遠藤誠治編『第三の核時代： 破滅リスクからの脱却』電子書籍、2021 年

二点目は、2018 年 6 月に開催された初の米朝会談が朝鮮半島の地雷対策に一定の進展をもたらしたことに関連する。世界で地雷が最も密集している地域の一つである朝鮮半島は、1950～53 年の朝鮮戦争で大量に使用されたことに加え、その後も安全保障上の理由から新たに敷設された地雷や米軍基地周辺に埋設・放置された地雷原もあるため、地雷は南北軍事境界線を中心とした非武装地帯（DMZ）に圧倒的に集中しているものの、韓国国内全土に地雷原が点在し、今でも現在進行形で民間地雷被害者が出ている。MBT が 1997 年に交渉された当時、米国及び韓国は禁止対象から朝鮮半島の例外化を求め、認められなかったことから、両国は今日に至るまで条約には参加していない。しかし、先に触れた米朝首脳会談及びそれに先立って開催された南北首脳会談によって朝鮮半島の緊張緩和が促進され、DMZ 及び韓国内の地雷原除去、更には被害者支援への道が開けた。

こうした経緯を踏まえ、報告者は特に韓国内の市民社会及び TCS との連携という視点から分析し、成果を下記の論文に詳細にまとめた。具体的は、国際法に加入していない限り当該国へ

の法的拘束力は発生しないものの、一定の規範力は存在すること、国内の市民社会単体では難しくとも TCS との連携を通じて国内政治を動かし得ること、市民社会の継続的取組が情勢に変化をもたらし得ること、韓国の事例から TPNW に多くの示唆を与え得ること、が明らかになった。

* 目加田説子「人道的軍縮と市民社会： 韓国の対人地雷対策の検証」RECNA ポリシーペーパー-14、長崎大学核兵器廃絶研究センター、2022 年 3 月、1-47 頁、<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/REC-PP-14.pdf>

三点目は、本研究で得られた知見、即ち‘平和’の概念が包摂的且つ多義的に捉えられるようになったこと、それにより平和は武力紛争・戦争の不在という狭義の概念から貧困や人権、ジェンダー、開発、福祉、教育等と重なる課題を包摂する概念として捉えられるようになったこと、拠って市民社会が脱国境型ネットワークを通じて本質的問題の解決にあたる潮流が定着しつつあること等について、下記の書籍の編纂過程に活かした。同書では、日本のボランティアや NPO 活動の活動年表の編集者の一員として関わった他、分野責任者として 1800 年代から今日に至る反戦・平和に関わる市民活動についてまとめた。

* 内海旬子・橋場紀子・目加田説子「第 11 章 反戦・平和」石田易司・岡本仁宏・長岡正巳・早瀬昇・牧口明・牧里毎治・目加田説子・山岡義典編『日本ボランティア・NPO・市民活動年表』明石書店、2022 年、707-800 頁

最後に、報告者は上記の他、研究成果につき広く市民や学生へ還元をすべく、講演や執筆等の様々な機会を通じて公表してきた（或いは取材等を通じて明らかにされた）。関係のあるものを一部、下記にまとめる。

[執筆（連載）]

* 目加田説子「新聞を読んで」『東京新聞』2019 年 6 月 18 日～2019 年 6 月

* 目加田説子「時代を読む」『東京新聞』2021 年 7 月～現在

[取材]

* 「目加田説子さん 波風を立てない報道」『朝日新聞』2019 年 1 月 7 日

* 「中央大教授 目加田説子さん 注目は条約参加だけではない」『朝日新聞』2020 年 12 月 8 日

* 「広がる ESG 投資 環境やジェンダーに高まる関心」『朝日新聞』2021 年 1 月 31 日

* 「非保有国と連携を 「橋渡し」 役果たす好機【岸田政権半年 私はこうみる】<上> 「核兵器のない世界」中央大教授 目加田説子氏」『中国新聞』2022 年 4 月 6 日

[招待講演]

* 「世界の中の日本～わたしたちにできること」岡山市民文化大学、2019 年 5 月 18 日

* 「“ ESG 投資 ” で核なき地球へ」反核医師の会、2019 年 9 月 14 日

* 「今後の日本と国際政治情勢」高岡政経懇話会、2021 年 3 月 17 日

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 目加田説子	4. 巻 900
2. 論文標題 地雷から核兵器禁止へ 人道的軍縮の進化	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 123-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Mekata Motoko	4. 巻 1
2. 論文標題 How Transnational Civil Society Realized the Ban Treaty: An Interview with Beatrice Fihn	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Journal for Peace and Nuclear Disarmament	6. 最初と最後の頁 79-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/25751654.2018.1441583	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 目加田説子	4. 巻 14
2. 論文標題 「人道的軍縮と市民社会： 韓国の対人地雷対策の検証」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 RECNAポリシーペーパー	6. 最初と最後の頁 1-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 目加田説子（コメンテーター）
2. 発表標題 核兵器禁止条約と日本の核軍縮政策に関する（与野党国会議員）討論会
3. 学会等名 核兵器廃絶日本NGO連絡会（招待講演）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 目加田説子
2. 発表標題 市民社会と对人地雷禁止条約「人道的軍縮」の定着化
3. 学会等名 日本軍縮学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 目加田説子（分担執筆）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 長崎大学核兵器廃絶研究センター	5. 総ページ数 -
3. 書名 「第10章 国家安全保障の枠組みを超えた『人道的軍縮』」 『第三の核時代：破滅リスクからの脱却』（電子書籍）	

1. 著者名 山口響監修 目加田説子（3章を執筆）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 203頁（83-101頁執筆）
3. 書名 『核兵器禁止条約の時代 核抑止論をのりこえる』 3章「核兵器禁止条約はこうして実現した 国境を超える市民社会の力」を執筆	

1. 著者名 石田易司・岡本仁宏・長岡正巳・早瀬昇・牧口明・牧里每治・目加田説子・山岡義典編 『日本ボランティア・NPO・市民活動年表』（11章を執筆編集）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 1100
3. 書名 「第11章 反戦・平和」 『日本ボランティア・NPO・市民活動年表』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------